

## 湯河原町税条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(公示送達の方法)</p> <p>第4条 法第20条の2第1項の公示送達は、湯河原町条例等の公布に関する条例(昭和30年湯河原町条例第2号)第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p>(公示送達の方法)</p> <p>第4条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を湯河原町条例等の公布に関する条例(昭和30年湯河原町条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の湯河原町税条例施行規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p>	